

会 議 錄

会議名		第39回能勢町都市計画審議会		
開催日時		平成30年6月26日(火) 14:00~15:45	開催場所	能勢町役場 本館2F議場
出席者	委員 (10名)	神吉委員、芝委員、中西(信介)委員、花崎委員、平岡委員、吉田委員、乾委員、大西委員、大平委員、奥委員、中西(顯治)委員、西河委員		
	町・事務局	佐藤理事、藤原課長、馬瀬課長、辻係長、周藤主事		
欠席者		なし		
傍聴者		1名		
発言者等		内 容		
町・事務局		開会		
町長		挨拶		
町・事務局		審議会成立の報告等 委員・事務局自己紹介 人事案件1「会長の互選」について説明		
委員		互選の結果、吉田委員が引き続き会長に決定		
会長		挨拶		
町・事務局		人事案件2「会長代理の選任」について説明		
会長		西河委員を会長代理に選任		
会長		報告案件1「産業用候補地の確保に関する土地利用方針」について説明願います。		
町・事務局		報告案件1について説明		
会長		議案に対する意見・質問がありましたらお願いします。		
委員 意見		<ul style="list-style-type: none"> ・土地利用方針を説明するにあたり「緩和に舵を切る」という言い方はしない方が良い。全国的に市街地等の開発面積は絞っていく方向にあり、また能勢町の市街化調整区域での土地利用の運用は他と比べて厳しすぎる面があるため「適正に戻す」という説明の仕方の方が良い。その方が全体的な都市計画の流れにも合致してくる。 ・「選定基準ⅠⅡⅢ」のそれぞれの種類に対して同じではなく気をつけるべきことの重さの違いがあることを内部で明確にしておいた方が良い。特に「選定基準Ⅲ」の小中学校跡地については、周りの住環境に配慮した方が良い。(国府道の沿道と学校跡地とでは活用していく際に気をつけるべきポイントが違う。) ・この方針も候補地が選定されていることから総量規制を考えられていると感じるが、将来のことを考えると、どこまでも産業・工業を誘致していくという方向ではなく何らかの形で総量規制を設けた方が良い。またそうすることでどこまでも緩和ではなく、適正な規模に戻したいということを 		

		うまく強調することにもつながる。
町・事務局 回答		<ul style="list-style-type: none"> 「緩和に舵を切る」という言い方に関しては、あまりにも劇的に変わるというイメージを受けかねないので、法の趣旨に基づいた適正な運用に努めるという言い方に変更する。 選定基準のそれぞれの種類に対する考え方については、内部で議論し、意思統一を図るなり、方針に明記するかについて考えていく。 総量規制についても内部で意志統一を図っていく。
委員 質問 意見	質問	<ul style="list-style-type: none"> 低未利用地を活かしていくことは非常に重要であるが、住民ニーズも大切ではないか。農村としての発展（農村景観や豊かな環境の下での子育て等）を望む方もいる中で、農村のコミュニティにとって例えば学校跡地は大きな核となってくる。地域の生活環境を維持しながら活性化していく必要がある中で、町として何を重視していくのか確認したい。
	意見	<ul style="list-style-type: none"> 物流施設、沿道サービス型施設等の誘致が能勢町の地域経済にとってどれほど有効なものであるか分析が必要なのではないか。農村景観の維持や地域産業との連携が重視されるような産業を誘導していく等の戦略も重要なではないか。
町・事務局 回答		<ul style="list-style-type: none"> 農の保全の維持・発展と産業の誘致と両輪で進めていきたいと考えている。 国府道の沿道については、物流施設等だけでなく、幅広い業種を受け入れていく。また既存の施設の事業拡大等についても逃すことなく対応していく。
会長 意見		<ul style="list-style-type: none"> 企業立地促進に向けた環境整備において「創業・第2創業の支援」は非常に重要なものであり、産業振興とうまく連携した取り組みで成果をあげていくことが大切である。
委員 質問		<ul style="list-style-type: none"> 学校跡地の活用として何か想定しているものはあるか。
町・事務局 回答		<ul style="list-style-type: none"> 役場庁舎の移転先や、福祉施設を集約したものとして活用予定。残りの跡地については、まだ具体的な活用の予定はない。
委員 意見		<ul style="list-style-type: none"> 学校跡地の利用については跡地を活性化の拠点としていくような知恵を出していくことも重要である。
委員 意見		<ul style="list-style-type: none"> 学校跡地の活用については、無理に役場で活用の仕方を決めるのではなく、旧野外活動センターの再利用の時と同じように跡地を活用してくれる事業者を募集し、相談して進めていく、さらにいきなり敷地すべてを使うのではなく、事業者が使える範囲で進めていくという形をとってみるのもどうか。跡地について活用してくれそうな動きがあった時に、例えば残りの敷地部分について地域の人が集まれる場所をあわせて設ける等、徐々に活用を進めていくのが良いと考える。
委員 質問		<ul style="list-style-type: none"> 方針で示されている国・府道エリアについては、農業振興地域内の農用地がほとんどであり、他の用途に変更するのはハードルが高いと考えるが、そういったところの町から大阪府への働きかけの現状はどうなっているか。
町・事務局 回答		<ul style="list-style-type: none"> 大阪府の農政担当部局に働きかけているところではあるが、農振除外を行うには、地元の意向はもとより、除外する面積また、事業者や事業計画が決定している等の担保があって除外の対象となってくるため、現在まだ具体的な協議には至っていない。

委員	質問	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致を町として積極的に行っていこうとしているのか、企業の希望があれば行っていくのかどちらであるか。また積極的に誘致していくのであれば、もっと候補地をPRしていくべきであり、「規制の緩和」「適正に戻す」といった位置づけであれば企業は寄り付きにくいのではないか。 ・学校跡地について災害時の避難所としての役割もあるが、学校跡地を別の用途に変更することにおいて、避難所をどのように考えるか。
町・事務局	回答	<ul style="list-style-type: none"> ・町としては積極的に企業誘致を行っていく姿勢である。候補地についてはHPに掲載をしているが、おっしゃる通り具体的に産業用候補地のPRを行っていく必要がある。現在、候補地の地権者の意向を明確にするために地元と調整をしているエリアもある。 ・学校跡地の活用については、地元と調整中であるが、地元の中でも意向が定まっていない。協議が整ったところから跡地の活用を進めていくという形になる。
会長	質問	<ul style="list-style-type: none"> ・選定基準ⅢがⅠⅡとは違うと意見があるが、議会などではそういった議論はあったか。
町・事務局	回答	<ul style="list-style-type: none"> ・学校跡地が防災的な拠点として位置づけられていることについては指摘があり、例えば体育館だけ残しておくのはどうかといった意見や何よりも地元の意向を重視すべきといった意見があがっていた。
会長		他にご質問、ご意見はございませんか。無いようであれば、次の案件に移ります。報告案件2「市街化調整区域における開発行為等に係る新たな審査基準」について事務局より説明をお願いします。
町・事務局		報告案件2について説明。
会長		議案に対する意見・質問がありましたらお願いします。
委員	質問	<ul style="list-style-type: none"> ・線引きを外していくか否かについての話も兼ねていると思うが、なぜ我々がこの場に呼ばれているのかを知りたい。 ・実際、具体的に企業との折衝はあるのか。 ・説明を受けたが、わからないことが多いすぎる。(範囲が広すぎて)企業誘致を進めていくにあたり、問題は様々あるが、町の方でとりあえず進めてみないことにはわからないのではないか。問題を一つ一つクリアしていくことには前には進まない。
委員	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・線引きの見直しについては、現在大阪府に相談に行っているところであるが、人口減少が進む中で市街化区域の拡大はなかなか難しい。そんな中で何とか市街化調整区域を利用して企業誘致できないかと、今回この基準を設けた次第である。また本来、都市計画審議会では区域区分や線引きの見直し等の諮問案件を協議していくものであるが、今回の基準は今後の土地利用に大きく関係してくるものであるため、報告案件として説明させていただいている。 ・企業との折衝状況については、数年以内に能勢の土地を工場用地として活用していきたいという企業が1社ある。
町・事務局	回答	<ul style="list-style-type: none"> ・線引きの見直しについては、現在大阪府に相談に行っているところであるが、人口減少が進む中で市街化区域の拡大はなかなか難しい。そんな中で何とか市街化調整区域を利用して企業誘致できないかと、今回この基準を設けた次第である。また本来、都市計画審議会では区域区分や線引きの見直し等の諮問案件を協議していくものであるが、今回の基準は今後の土地利用に大きく関係してくるものであるため、報告案件として説明させていただいている。 ・企業との折衝状況については、数年以内に能勢の土地を工場用地として活用していきたいという企業が1社ある。
委員	意見	<ul style="list-style-type: none"> ・なかなか一筋縄ではいかないところもあると思うが、何とか(企業誘致を進めていく)突破口を見つけていただきたい。
委員	意見	(素案) 第4(4)「予定建築物等の外観及び色彩は、周辺環境と調和する工夫をしたものであること」や第5の「地元地区等関係者との調整結果を踏まえ、町長が支障がないと判断したもの」について、実際に案件が出てきた時にどう判断していくのか。何か判断する材料を持っている方が良い。

	<ul style="list-style-type: none"> この先のことを考えるとどこまでも工業誘致ではなく、例えば数量で規制する等、総量規制を設けた方が良い。
町・事務局 回答	<p>色彩については基準等を設けていないので、どのように判断していくかについては考えていかなくてはならないところである。地元の調整については能勢町の開発指導要綱に開発行為を行う面積が 3000 m²以上の場合は地元説明会をするよう設けている。それ以下でもこの基準を適用するものは、地元に対して説明をしていただく。説明会を開催する場合は、経過報告書を提出してもらうようとする。</p>
委員 質問	<ul style="list-style-type: none"> 対象路線（4）（5）については通学路となっており、道もそれほど広いものではない。道路のアクセスという部分も含めて路線を選定していかなくては、基準の運用へと進めていくことができないのではないか。 対象路線のほとんどが農振地域内となっている中で、話を進めていくことはできるのか。また農振除外についても、地元との調整が先なのか、大阪府との調整が先なのか、そのあたりが見えにくい。
町・事務局 回答	<ul style="list-style-type: none"> 対象路線（4）（5）については企業によって交通量が増えたり、農地部分については農地転用が必須となってくるが、二車線道路で市街化区域同士を結ぶ路線ということで対象としている。
委員 意見	<ul style="list-style-type: none"> もう少し、通学路に対する配慮があっても良いのではないかと思う。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 学校周辺においての産業誘致については、特に慎重な判断が必要になってくると思うが、審査の過程で工場等の立地を規制する基準等はあるか。
町・事務局 回答	<ul style="list-style-type: none"> 風営法といった法で規制されているところについては、今回の基準の範囲で立地可能であっても、学校周辺では立地を認められない等、別で規制がかかってくる部分はある。
委員 意見	<ul style="list-style-type: none"> 物流施設を誘致する場合、車両の通行量と通学路の関係においては懸念があり、地元説明のありかた等、工夫が必要になってくる。 農振地域にかかる案件が出た場合、例えば農業を振興して六次産業化を図る等、そういった地元の農業者の内発的な取り組みがあれば、むしろ開発基準に即した開発になる。
委員 意見	<ul style="list-style-type: none"> 農振地域内でも農業が振興されるような案件であれば、比較的今回の基準を使って進めていくことも可能であると思うが、それ以外については、相当な理由がなければ進めていくことはできず、現状なかなか農用地を使っていいけない。
会長 質問	<ul style="list-style-type: none"> 今回の基準の対象が「工場及びその他産業施設」となっているが、数社検討されているという話がある中で、工場が数社なのか、その他産業施設が数社なのか、見込みがわかつていれば、その割合を教えていただきたい。
町・事務局 回答	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府から紹介をいただいているのは、工場系が多く、現在具体的に話になっているのも、工場系のものである。
会長	<p>他に質問等はないか。ないようであれば、新たな審査基準の策定に向けて事務を進めていただきたい。以上を持って本日の議題はすべて終了したので閉会とする。</p>
町・事務局	<p>長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p>